

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年4月1日
(第51期) 至 2021年3月31日

セントラルスポーツ株式会社

東京都中央区新川一丁目21番2号

(E05145)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	10
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	15
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(5) 所有者別状況	21
(6) 大株主の状況	21
(7) 議決権の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	23
3. 配当政策	24
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	25
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	25
(2) 役員の状況	30
(3) 監査の状況	34
(4) 役員の報酬等	36
(5) 株式の保有状況	37
第5 経理の状況	39
1. 連結財務諸表等	40
(1) 連結財務諸表	40
(2) その他	73
2. 財務諸表等	74
(1) 財務諸表	74
(2) 主な資産及び負債の内容	86
(3) その他	86
第6 提出会社の株式事務の概要	87
第7 提出会社の参考情報	88
1. 提出会社の親会社等の情報	88
2. その他の参考情報	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	89

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第51期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	セントラルスポーツ株式会社
【英訳名】	CENTRAL SPORTS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 聖治
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号
【電話番号】	03（5543）1800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 刀禰 精之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号
【電話番号】	03（5543）1800（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 刀禰 精之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	52,712	53,576	54,258	53,386	36,027
経常利益 (百万円)	3,973	3,985	3,950	3,374	752
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	2,724	2,922	2,638	2,138	△2,363
包括利益 (百万円)	2,709	2,907	2,623	2,119	△2,392
純資産額 (百万円)	19,975	21,981	23,702	24,738	22,144
総資産額 (百万円)	41,266	42,801	43,125	44,732	43,746
1株当たり純資産額 (円)	1,771.63	1,949.63	2,102.44	2,207.06	1,975.95
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	241.85	259.45	234.19	190.37	△211.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.4	51.3	54.9	55.3	50.6
自己資本利益率 (%)	14.4	13.9	11.6	8.8	△10.1
株価収益率 (倍)	14.49	14.95	13.47	12.04	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,621	4,367	4,214	3,787	△2,968
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,290	△1,164	△2,642	△2,460	△456
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,940	△2,246	△2,870	△814	3,504
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,766	6,721	5,420	5,932	6,003
従業員数 (人) (ほか、平均臨時雇用人員)	1,127 (3,129)	1,090 (3,101)	1,117 (3,101)	1,144 (3,166)	1,176 (2,526)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第50期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第49期の期首から適用しており、第48期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 第51期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	47,418	48,193	48,958	48,048	32,398
経常利益 (百万円)	3,500	3,483	3,484	3,003	767
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,277	2,546	2,230	1,914	△2,125
資本金 (百万円)	2,261	2,261	2,261	2,261	2,261
発行済株式総数 (千株)	11,466	11,466	11,466	11,466	11,466
純資産額 (百万円)	18,847	20,496	21,822	22,648	20,338
総資産額 (百万円)	38,442	39,904	39,815	42,275	41,785
1株当たり純資産額 (円)	1,672.99	1,819.39	1,937.11	2,022.10	1,815.83
1株当たり配当額 (円)	72.50	78.00	78.00	57.00	5.00
(うち1株当たり中間配当額)	(29.50)	(37.00)	(39.00)	(39.00)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	202.18	226.08	197.99	170.40	△189.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.0	51.4	54.8	53.6	48.7
自己資本利益率 (%)	12.6	12.9	10.5	8.6	△9.9
株価収益率 (倍)	17.34	17.16	15.94	13.45	-
配当性向 (%)	35.9	34.5	39.4	33.5	-
従業員数 (人)	1,019	986	1,015	1,041	1,078
(ほか、平均臨時雇用人員)	(2,804)	(2,775)	(2,776)	(2,806)	(2,283)
株主総利回り (%)	155.8	175.5	147.4	112.3	121.8
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	3,865	4,935	4,480	3,355	2,740
最低株価 (円)	2,210	3,100	3,155	1,905	1,851

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第50期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第49期の期首から適用しており、第48期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 最高株価および最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5. 第51期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

- 1969年12月 セントラルスポーツクラブを創業、スポーツクラブ運営を開始。
- 1970年 5月 東京都新宿区百人町に㈱セントラルスポーツクラブを設立。東京都杉並区にスイミングスクールを開校し、スクール部門及び指導受託業務部門を開設。
- 1977年 3月 東京都新宿区百人町の本社事務所と千葉県市川市及び東京都新宿区にある営業所を併合し、本社として東京都中央区宝町に移転。
- 1977年10月 東京都知事登録国内旅行業（第2152号）を取得し、旅行業を開始。
- 1978年 8月 セントラル産商㈱を東京都千代田区内幸町に設立し、当社の商事部門として営業を開始。
- 1979年 5月 セントラルスポーツ㈱に商号を変更。
- 1979年10月 セントラル施設㈱を東京都中央区京橋に設立し、施設管理事業を開始。
- 1980年 5月 関西本部を大阪府大阪市東淀川区に設置。
- 1981年 7月 北日本営業本部を宮城県仙台市双葉ヶ丘に設置。
- 1982年 4月 セントラルスポーツ研究所を千葉県市川市相之川に開設。
- 1983年10月 本社を東京都港区東新橋に移転。
- 1983年11月 スポーツクラブの名称に日本で初めてフィットネスクラブと名づけたセントラルフィットネスクラブ新橋を開設。
- 1984年 4月 業務委託を目的としたトップアスリート㈱を東京都港区東新橋に設立。当社にて運營業務を受託。
- 1986年 1月 フィットネス事業部を法人需要の拡大に向けてコーポレート部門として業務を開始。従来のフィットネス事業部の活動はアカデミー本部として継続。
- 1986年10月 西日本営業本部を兵庫県芦屋市船戸町に移転。
- 1986年12月 セントラルスポーツダイビング協会（DACS=Diving Association of Central Sports）を設立。
- 1988年 4月 マリンスポーツ部を新設。
- 1988年 9月 ソウルオリンピックで鈴木大地選手が100m背泳ぎで金メダルを獲得。
- 1989年 3月 仙台市青葉区中央に北日本営業本部を移転。
- 1991年 5月 ケージーセントラルスポーツ㈱（現：連結子会社）を北海道札幌市中央区に設立。同年11月にK G セントラルフィットネスクラブ山鼻を開設。当社にて指導業務受託を行う。
- 1991年 9月 米国コロラド州デンバー市に、ゴルフ場経営指導を目的とし、Central Sports U.S.A., Inc.（現：連結子会社）を設立。同年10月にゴルフ場経営会社として、Meridian Central, Inc.（現：連結子会社）を設立し、Meridian Golf Clubを買収のうえ、ゴルフ場経営を開始。
- 1993年 4月 本社を東京都中央区新川に移転。
- 1993年 5月 運輸大臣登録旅行業第一種（第1184号）を取得。
- 1996年 6月 天王洲スポーツ㈱を東京都品川区東品川に設立。同年10月に天王洲フィットネス倶楽部を開設。当社にて指導業務受託を行う。
- 1999年 4月 心身の健康を考えた21世紀の新しいクラブ、セントラルウェルネスクラブを開設。
- 1999年 6月 フィットネスクラブ業界で初めて世界基準の品質保証であるISO9001の認定を受ける。
- 2000年 1月 連結子会社である㈱サンクレアとセントラル施設㈱が合併し、商号を㈱サンクレアとする。
- 2000年 7月 連結子会社であるトップアスリート㈱より営業全部を譲受け、同社の運営していたクラブをテナントクラブとする。
- 2000年11月 日本証券業協会に株式を店頭登録。
- 2002年 3月 東京証券取引所市場第二部上場。
- 2002年11月 仙台市青葉区昭和町に北日本営業部を移転。
- 2003年10月 ㈱南海スポーツの全株式を取得し、商号を西日本セントラルスポーツ㈱とする。
- 2004年 3月 東京証券取引所市場第一部上場。
- 2004年 8月 アテネオリンピックに富田洋之、鹿島丈博、森田智己、稲田法子の4選手が出場。金銀銅、合計6個のメダルを獲得。
- 2004年10月 連結子会社である㈱サンクレアを簡易合併。
- 2004年12月 連結子会社である西日本セントラルスポーツ㈱より営業全部を譲受ける。
- 2004年12月 東京都知事登録第50471号を取得し、一級建築士事務所の登録。
- 2005年 1月 東京都知事許可（般-16）第123200号、一般建設業の許可取得。
- 2005年 3月 連結子会社である西日本セントラルスポーツ㈱を清算。
- 2006年11月 本社を東京都中央区新川1-21-2に移転。
- 2006年12月 Wellbridge Central, Inc.（現：連結子会社）を米国コロラド州デンバー市に設立。米国のスポーツクラブFitness Venture, LLC社に出資し、クラブ運営に参画する。
- 2007年 4月 非連結子会社である天王洲スポーツ㈱より事業全部を譲受ける。

- 2008年 8月 北京オリンピックに富田洋之、鹿島丈博、森田智己、伊藤華英、物延靖記の5選手が出場し、男子体操団体で銀メダル2個を獲得。
- 2012年 8月 ロンドンオリンピックに伊藤華英、渡邊一樹、松島美菜の3選手が出場。
- 2012年12月 東京都公安委員会より、警備業（第30003793号）を認定。
- 2013年 1月 厚生労働省許可（般13-305242）、一般労働者派遣事業の許可取得。
- 2013年 7月 (株)明治スポーツプラザ（現：連結子会社）の全株式を取得。
- 2014年 4月 後藤聖治が代表取締役社長に就任。後藤忠治は代表取締役会長に就任。
- 2015年 7月 学校法人順天堂との包括連携協定を締結。
- 2016年 8月 リオデジャネイロオリンピックに寺村美穂選手が出場。
- 2019年 6月 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当連結会計年度末現在、当社、子会社5社及び関連会社4社で構成され、スポーツクラブの経営及びその関連事業を営んでおります。また、その他の関係会社として、セントラルトラスト株式会社があります。

事業内容と当社、当社の子会社及び関連会社の当該事業にかかる位置付けは、次のとおりであります。

[スポーツクラブ経営事業]

当社グループは、会員制スポーツクラブ経営を主たる業務としており、セントラルスイムクラブ、セントラルスポーツクラブ、セントラルフィットネスクラブ、セントラルウェルネスクラブ、ザバススポーツクラブ、スタジオヨガピス、セントラルスポーツジムスタ、セントラルスポーツジム24等の施設名で運営を行っております。店舗数は、2021年3月31日現在で直営179店舗、業務受託67店舗となり、全国で合計246店舗を展開しております。

直営店舗には自社所有19店舗、テナント160店舗があり、各店舗の運営は出店地域の市場性や規模により営業種目や料金体系に変化を加え地域マーケットを考慮した形態で行っております。

また業務受託店舗には民間スポーツ施設21店舗、公共スポーツ施設46店舗があります。

業務受託店舗は、民間企業や個人事業主等がスポーツクラブ経営を行うにあたり、当社と業務委託契約を締結し、当該スポーツクラブに当社のスタッフを常駐させ会員へのスポーツ指導を行う形態の店舗であります。

公共スポーツ施設も同様の契約形態ではありますが、地方自治体の運営方針によるその業務受託要請範囲に合わせた形態にて契約を締結しております。

連結子会社である㈱明治スポーツプラザ、ケージーセントラルスポーツ㈱及び関連会社であるパレスセントラルスポーツ㈱、八千代ゆりのき台PFI㈱、浜松グリーンウェーブ㈱、すみだスポーツサポートPFI㈱は主にスポーツクラブの経営を行っております。

また、米コロラド州デンバーに所在する連結子会社Central Sports U. S. A., Inc. は持株会社であり、連結子会社Meridian Central, Inc. は会員制ゴルフクラブを経営しております。

なお、当社グループはスポーツクラブ経営事業の単一セグメントであるため、以下の部門別に内容を記載しております。以下の部門は「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」と同一であります。

(1) フィットネス部門

主に直営店舗におけるフィットネス会員（マシンジム・スタジオ・プール・温浴施設等を利用できる会員区分）の会費収入等の売上高から構成される部門です。

(2) スクール部門

主に直営店舗におけるスクール会員（お子様向けスイミングスクール・体育スクール・ダンススクール等の各種スポーツスクール、大人向け各種スポーツスクールの会員区分）の会費収入等の売上高から構成される部門です。

(3) 業務受託部門

業務受託店舗におけるフィットネス収入・スクール収入・その他営業収入等の売上高から構成される部門です。

(4) プロショップ部門

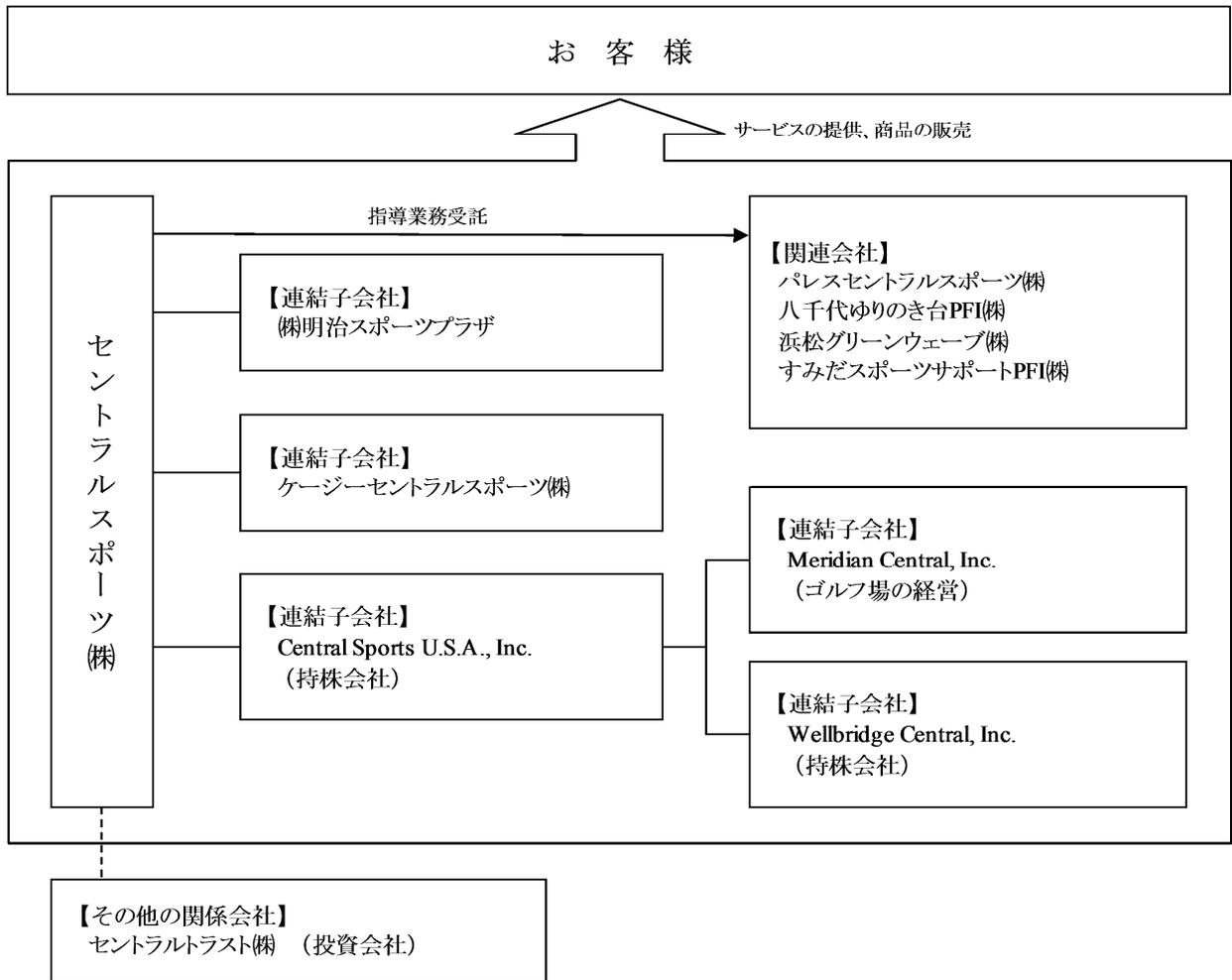
直営店舗のプロショップにおける各種スポーツ用品等の販売収入、また、クラブ内の自販機収入や催事販売収入等の売上高から構成される部門です。

(5) その他

主に会員向けに販売している旅行業収入、自社施設の賃貸による施設賃貸収入、外部販売収入、その他営業収入（業務受託店舗を除く）等の売上高から構成される部門です。

事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱明治スポーツプラザ	川崎市幸区	100	スポーツクラブ 経営	100	従業員の出向送り出しを しております。 役員の兼任等…有 (3名)
ケージーセントラル スポーツ㈱	札幌市中央区	50	スポーツクラブ 経営	86	従業員の出向送り出しを しております。 役員の兼任等…無
Central Sports U. S. A., Inc.	米国コロラド 州デンバー市	10, 125 (US\$)	持株会社	100	役員の兼任等…有 (1名)
Meridian Central, Inc.	米国コロラド 州デンバー市	1, 000 (US\$)	ゴルフ場の経営	100 (100)	役員の兼任等…有 (1名)
(その他の関係会社)					
セントラルトラスト㈱	千葉県市川市	10	投資会社	被所有 30	役員の兼任等…有 (2名)

(注) 1. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数であります。
2. 上記の他に、連結子会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
スポーツクラブ経営事業	1,176 (2,526)
合計	1,176 (2,526)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は () 内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,078 (2,283)	38.4	14.6	4,789,474

セグメントの名称	従業員数 (人)
スポーツクラブ経営事業	1,078 (2,283)
合計	1,078 (2,283)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は () 内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用従業員は、月間160時間 (常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間) 換算で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、勤続年数1年未満の従業員を除いて算出しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）により需要や消費が大きく変化・減少、景気後退したもの、ワクチン普及を背景に徐々に回復の兆しが見えてきました。日本経済は、感染症の影響による社会経済活動の制約が依然として続いており、感染症拡大収束の見通しが立たないまま先行き不透明な厳しい状況となりました。

当フィットネス業界におきましては、感染予防対策を充分に行い営業・運営しておりますが、感染症拡大不安による入会者の減少、会員の退会・休会、利用自粛等により厳しい経営環境が続きました。一方で、長引く自粛生活等により健康維持の為の活動や消費行動が多く取り入れられ、健康にかかわるニーズは今まで以上に増え、様々な分野での事業・サービスが展開されました。

経営理念・経営方針

『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』

当社グループは経営理念として上記を掲げ、すべての世代の方々の健康に寄与できるようサービスの提供を行っております。顧客満足度・サービス価値の向上を目指し、指導力・接客力・施設環境の向上に努めるとともに、健康の重要性やスポーツの素晴らしさを社会へ広く伝えてまいりました。

感染症により制約された社会経済活動が続く中、健康管理や運動の重要性が高まり、ライフスタイルの見直しや改善などが見られ、健康関連市場は今後もますます需要が見込まれています。しかし、感染症による社会経済活動へのダメージは計り知れず、当業界の事業への影響はしばらく続くものと予想しております。

感染症への対応を大きな課題と捉え、事業継続の為に新たな環境下での経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを行い、早期の業績回復を目指します。

既に取り組んでいる事業継続計画（BCP）として感染症対策の徹底、超効率化運営の推進、各種契約の見直し、オンライン事業の拡充などを今後も着実に進めてまいります。また今まで通り、基幹事業であるスポーツクラブ経営事業の収益力向上、人材の確保と育成、キャッシュ・フロー経営を目指すとともに、未来に向けて経営理念『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づいた新たな分野での事業創出と社会課題解決につながるサービスの提供に努め、社会に必要とされるウェルネスカンパニーとなるための基盤を構築することが重要と考えております。

当社はコロナ禍を乗り越え、創業時からの目的「世界に通用するアスリートの育成」にも注力するとともに、50年先の設立100周年及び人生100年時代に向けて「誰もが笑顔で健康に暮らすウェルネス社会の実現」を目標として、皆様の健康をサポートする「ウェルネス事業」を推進してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業は、今後起こりうる様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 収益構造及び業績の変動について

スポーツクラブ運営における収益構造は、労務費や賃借料等の固定費の負担が大きいため、計画時の市場調査から環境の変化、景気の変動、更に競合クラブの出店等により集客に苦戦する場合には収益の確保、初期投資の資金回収に時間がかかる場合があります。

(2) 有利子負債依存度について

当社が店舗を出店する際には、建物入居のための敷金・保証金、店舗内装設備及び器具備品等のための資金を必要とします。当社は、これらの多くを金融機関からの借入金により賄っているため、総資産に占める有利子負債の比率が高い水準にあります。当期は、有利子負債依存度は30.9%（前期比9.3ポイント増）となりました。近年は低金利の状態が続いていますが、今後の金利変動によっては業績に影響を与える可能性があります。

(3) 敷金及び保証金について

当社が賃貸借契約により差し入れている敷金及び保証金の残高は、当連結会計年度末で10,350百万円となっております。万一、賃貸人の財政状況が悪化し、敷金及び保証金の回収が不能となった場合、賃料との相殺や担保権実行による回収ができない範囲で貸倒損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 訴訟等について

当社は、事業活動等に関し、訴訟その他の法的手続等の対象となることがあります。かかる法的手続等は多くの不確定要素により左右されるため、その結果を予測することができません。当社は、当社の連結財務諸表に記載されている金額は、現段階においては適切なものであると確信しておりますが、将来において法的手続等が当社グループの業績に悪影響を与える可能性もあります。

(5) 個人情報の管理について

当社は、スポーツクラブ経営事業における入会手続等に際して個人情報を取得し、利用しております。

当社では、個人情報の保護に関する法律を遵守し、必要な社内規定を定め、個人情報の取り扱いについて適正な管理に努めておりますが、今後、顧客情報の流出により問題が発生した場合、当社への損害賠償請求や信用の低下等により、当社の業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

(6) 自然災害・新型感染症等の影響について

2011年3月に発生した東日本大震災では、直営店舗及び業務受託店舗の設備の一部が破損し、安全確認が取れるまでの間、東日本の店舗を中心に臨時休業し、例年行っているツアーやイベント、短期スクール等の行事も一部中止致しました。2020年には、感染症の拡大により一定期間全国の店舗が休業、ツアーやイベントなども中止となりました。また、緊急事態宣言解除後の店舗営業再開に際しても、感染防止対策に十分配慮した店舗運営を実施し、会員の皆様及び従業員の安全を確保しています。このように、震災やその他の自然災害、新型感染症等によって休業が長期にわたる場合、及び行事等の催行中止を余儀なくされる場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、顧客満足度・サービス価値の向上を目指し、指導力・接客力・施設環境の向上に努めるとともに、健康の重要性やスポーツの素晴らしさを社会へ広く伝えてまいりました。

当連結会計年度は、感染症により第1四半期に緊急事態宣言が発出され、一時休業を余儀なくされましたが、6月より営業を再開し「お客様と従業員の安全のために」を掲げ、3密にならない環境づくりとして空調換気環境や衛生管理の徹底、営業時間の短縮やソーシャルディスタンスの確保等により、万全の環境を整えて運営いたしました。また、レッスンプログラムの時間短縮等の措置を行うとともに、イベントやツアーについては、フィットネス・スクール部門ともにオンラインを除き開催を中止しました。第3四半期には11都府県で緊急事態宣言が発出され、対象地域については原則20時までの営業時間短縮を行い、解除後は通常より1時間短縮して全店舗営業再開をいたしました。感染症により会員の退会や休会が増加し、総会員数は前年比81.1%となりました。

感染症への対応を大きな課題と捉え、新たな環境下での経営基盤の構築、安定的に利益を確保できる体制づくりを進めました。感染症に対応した事業継続計画（BCP）の推進に取り組み、超効率化運営、契約の見直し、オンライン事業の拡充、営業施策としては、フィットネス会員継続促進、休会者・一時退会者の早期復帰促進、子供向け短期教室や体験会実施強化、スポーツを楽しんでいただける機会と場所の提供として家族で利用可能な施設開放等を実施しました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ986百万円減の43,746百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,607百万円増の21,602百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ2,594百万円減の22,144百万円となりました。

b. 経営成績

当社グループは、スポーツクラブ経営事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の売上高は36,027百万円（前期比32.5%減）、経常利益は752百万円（前期比77.7%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,363百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益2,138百万円）となりました。

部門別の販売実績については、「③生産、受注及び販売の実績」に記載しております。

なお、当連結会計年度末の店舗数は、直営店179店舗、業務受託店67店舗、合計246店舗となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ71百万円増加し、6,003百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、2,968百万円（前年同期では営業活動の結果得られた資金は3,787百万円）となりました。これは、税金等調整前当期純損失2,122百万円、減価償却費1,804百万円、支払利息641百万円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、456百万円（前年同期では投資活動の結果使用した資金は2,460百万円）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出581百万円、敷金・保証金の差入れによる支出97百万円、敷金・保証金の回収による収入337百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、3,504百万円（前年同期では財務活動の結果使用した資金は814百万円）となりました。これは、長期借入金による収入5,500百万円、長期借入金の返済による支出1,338百万円、配当金の支払額201百万円等によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業としているため、提供するサービスの性格上、生産及び受注の実績の記載は省略しております。

販売実績

当社グループは、スポーツクラブ経営事業の単一セグメントであるため、当連結会計年度における販売実績を区分ごとに示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
フィットネス部門	17,994	60.4
スクール部門	10,641	79.4
業務受託部門	5,350	90.1
プロショップ部門	1,233	51.7
その他	806	42.9
合計	36,027	67.5

(注) 1. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社は、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。

当社は、引当金、有価証券、固定資産、繰延税金資産、資産除去債務、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対し、継続して評価を行っております。

当社は、過去の実績や状況に応じて合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。

実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となっている重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する情報は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「重要な会計上の見積り」に記載しております。

上記の見積り項目のうち、重要なものは以下のとおりです。

a. 繰延税金資産

過去の業績等に基づいて、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上しております。税制改正を含む経営環境の変化等により、課税所得の見積りが大きく変動した場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

b. 固定資産の減損会計

店舗についてキャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産のグルーピングを行い、減損損失の判定を行っております。営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ986百万円減の43,746百万円（前連結会計年度末は44,732百万円）となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ842百万円増の9,368百万円（前連結会計年度末は8,526百万円）となりました。これは主に売掛金、未収還付消費税等及び未収消費税等の増加によるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ1,828百万円減の34,378百万円（前連結会計年度末は36,206百万円）となりました。これは主に、有形固定資産、敷金及び保証金が減少したことによるものです。

(負債合計)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,607百万円増の21,602百万円（前連結会計年度末は19,994百万円）となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1,428百万円減の8,367百万円（前連結会計年度末は9,795百万円）となりました。これは主に、未払法人税等及び賞与引当金の減少によるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ3,036百万円増の13,235百万円（前連結会計年度末は10,199百万円）となりました。これは主に長期借入金及び資産除去債務の増加によるものです。

(純資産合計)

純資産は、利益剰余金の減少等により、前連結会計年度末に比べ2,594百万円減の22,144百万円（前連結会計年度末は24,738百万円）となりました。

2) 経営成績

(売上高)

売上高は、主にフィットネス収入の減少などにより、前連結会計年度に比べ32.5%減の36,027百万円となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は、クラブの人件費、水道光熱費や修繕費の減少などにより、前連結会計年度に比べ29.4%減の32,406百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、給与、賞与及び福利厚生費の減少などにより、前連結会計年度に比べ25.8%減の2,742百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べて4,502百万円減の△2,363百万円となりました。

3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスクについては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しておりますが、その他、影響を与える要因としては、市場動向、景気の変動、賃貸借契約・受託契約、事故・訴訟・個人情報管理、建設費用・クラブ運営費用、自然災害等があります。

市場動向については、感染症による長引く社会経済活動の制約が続いており、自粛生活が続く中、フィットネス業界は厳しい経営環境となっておりますが、国民は健康維持のための活動や消費行動が増加し、ITCを活用した事業・サービスが進んでおり、今後も新たな競合が増えていくものと予想されます。こうした中、業界のパイオニア企業としての強みを生かすとともに、財務体制を整え、社会環境変化へのスピーディーな対応を行ってまいります。

景気の変動については、個人の経済的な可処分所得の増減や企業の業績による影響を受けることが予想されます。この為、『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』という経営理念に基づき、様々な世代の皆様を対象としたサービスを提供するとともに、公共団体や民間団体の指定管理業務や業務受託の契約締結により、安定した運営を行ってまいります。

賃貸借契約・受託契約については、契約内容が変更されるリスクや解約のリスクがありますが、取引先との良好な関係を築くとともに、契約内容のチェック・管理体制を整えてまいります。

事故・訴訟・個人情報管理については、未然に防止できるよう安全管理対策、従業員の研修や意識改革、注意喚起等に日常的に取り組んでおります。

建設費用・クラブ運営費用については、建設に関わる費用の高騰、クラブ運営の為の労務費・水道光熱費の上下変動による影響が大きくなっております。

自然災害については、全国に広がる店舗展開によりリスク管理をしておりますが、事前の抑制策として日頃からの点検・早期修繕に努めてまいります。

感染症については、十分な感染予防対策・環境の整備をしっかりと行うとともに、お客様が安心して利用できる様々なサービスの提供を行ってまいります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

(資金需要)

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なもの、全国に広がる店舗の賃借料、労務費、水道光熱費等であり、設備資金需要としては、新規店舗出店及び店舗のリニューアルに関する投資、スポーツ施設内のトレーニング機器類設置等があります。

(財務政策)

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、十分な内部資金を効率的に活用するとともに、投資計画をもとに金融機関からの借入により資金調達を行っております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定した経営基盤の維持と持続的な成長を目指し、財務強化として自己資本比率と経常利益率を重要な指標と位置づけてまいりました。自己資本比率51%以上、経常利益率8%以上の達成を目標値としております。当連結会計年度の自己資本比率は50.6%、経常利益率は2.1%という結果になりました。今後も当該指標の達成を目指して経営にあたってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 業務受託契約

当社は、店舗の展開を図るにあたり、下記の業務受託契約を締結しております。
業務受託店舗数は2021年3月31日現在で67店舗となっております。

① 契約の本旨

他企業が管理運営するスポーツ施設における施設管理運営業務のなかで、主にスイミング・フィットネスの指導を委託され顧客に直接指導を行うとともに、クラブの運営ノウハウを提供する契約を締結しております。

② 内容

他の企業及び個人が土地・建物等を所有し、スイミングクラブまたは、フィットネスクラブを経営しており、その指導業務及び監視業務、一部受付け業務等の委託契約を締結し、当社の社員を従事させ直接会員に指導等を行っております。また、業務委託企業は、当社に対して委託料（各企業との契約によって多少異なりますが、売上に対して一定料率の金額または一定金額）を支払います。

③ 契約先内訳

A. 民間企業施設…21店舗

他の企業及び個人が土地・建物等を所有し、スイミングまたはフィットネス営業を行っており、その指導業務を委託され当社の社員を派遣して直接会員に指導を行っている施設となります。

B. 公共施設…46店舗

地方公共施設とタイアップを行い、施設の管理業務及びプールの監視業務等を委託されている施設となります。

④ 契約期間

契約先により異なりますが、契約期間は1年～15年間であります。解約更新の申込時期については、契約期間満了日の1ヶ月～6ヶ月前となっております。

5 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』を経営理念とし、会員制スポーツクラブ経営を主要事業としております。本事業において会員に提供する運動プログラムの品質管理は、アカデミー部が統括し、新たなプログラムやシステムの開発、競泳や体操競技をはじめとしたトップアスリートの育成・強化システムの研究開発活動等を行っております。

なお、当連結会計年度の当社グループにおける研究開発活動の全ては、会員制スポーツクラブ経営事業に係るものであり、当連結会計年度における研究開発費は99百万円であります。

(1) 研究開発活動の方針

0歳から一生涯の健康づくりに貢献するプログラムの開発、インストラクターの教育

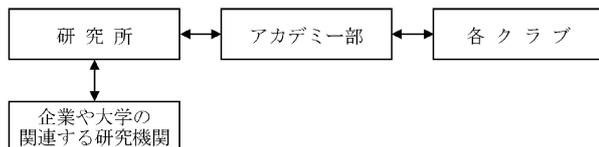
- ①時代の流れに応じた新規プログラム開発
- ②確かな指導を提供する人材の育成と管理
- ③既存プログラムの管理と改善
- ④安全管理

なお、研究開発活動は次に掲げる4つの課題を柱として行われております。

- メンバーの運動目的・来館目的の達成に貢献するための健康及び運動プログラムとシステムの開発
- クラブの安全管理に関するシステムの開発
- 選手の育成に関するシステムの開発
- 上記に関連する制作物の開発

(2) 研究開発活動の体制

研究開発活動の体制については下記のとおりであります。プログラムの内容によりクラブのインストラクターとプロジェクトチームを発足させて開発を行うこともあります。また、各プログラムの運動強度・消費エネルギー・身体への有効性等の調査を研究所で行うとともに、千葉大学医学部附属病院および学校法人順天堂との提携により、運動指導を実施し、運動効果の検証・調査・意見交換等を行っております。



(3) 研究開発成果及びその内容

研究開発課題	項目	内容
顧客層拡大に向けた プログラム開発	EXCITE ZONE	暗い空間で、自分の動きに集中しゾーンに入りながら行うインターバルトレーニングプログラム 短時間で効果的なトレーニングができる
	パワーパンプ	バーベルを用いて筋力トレーニングを行うシェイプアップのステップアップクラス 音楽に合わせて複数の動作を組み合わせるため、短時間で達成感を味わえるプログラム
	FIT jam	エアロビクスやダンスの要素等シンプルな動作の有酸素運動筋力トレーニングと合わせて行うことで脂肪燃焼効果と筋力アップを目指す 音楽を楽しみながら誰でも簡単にできるプログラム
	STEP jam	ステップ台を使ったシンプルな動作の有酸素運動ファンクショナルトレーニングと合わせて行うことで、脂肪燃焼効果と動きやすい体を目指す 音楽を楽しみながら誰でも簡単にできるプログラム
	ピラティスplus	体の奥にあるインナーマッスを刺激し、体幹部(胴部)の安定性を養い、体を引き締め姿勢を整える ファンクショナルトレーニングと合わせて行うことで、強く美しく動きやすい体を目指すプログラム
	ジムナスティクス入門	体操選手が行っているトレーニングやストレッチを、体感できるプログラムで、柔軟性としなやかな筋肉を持ち合わせた美しいカラダづくりを目指す 当社所属の体操選手が実際に行っているメニューを採用し、開発

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び関連子会社）は、経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』に基づき様々な顧客のニーズに対応した新規出店を進めてまいりました。また、既存店舗におきましては、積極的に施設のリニューアルを行い、充実した施設づくりを実施いたしました。

このような施設費用としての新規投資及び新規プログラム開発等のコンピュータ関係の投資を含め、全体で825百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（単位：百万円）						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都中央区) (注2)	営業車両 及び器具 備品その 他設備	150	20	213 (30,743.40)	50	126	561	95 (65)
亀有 (東京都葛飾区) 他東京都52店舗	スポーツ クラブ設 備	1,174	42	753 (1,543.01)	1,502	1	3,474	295 (602)
柏 (千葉県柏市) 他千葉県28店舗	スポーツ クラブ設 備	3,192	90	5,685 (13,728.17)	636	—	9,604	149 (288)
センター南 (横浜市都筑区) 他神奈川県24店舗	スポーツ クラブ設 備	572	18	—	282	—	873	143 (269)
東松山 (埼玉県東松山市) 他埼玉県16店舗	スポーツ クラブ設 備	1,099	17	—	500	—	1,617	81 (193)
F字都宮 (栃木県宇都宮市) 他栃木県4店舗	スポーツ クラブ設 備	49	1	—	4	—	55	19 (32)
本山 (名古屋市千種区) 他愛知県7店舗	スポーツ クラブ設 備	44	1	—	2	—	48	36 (91)
平野 (大阪市平野区) 他大阪府13店舗	スポーツ クラブ設 備	955	11	74 (228.84)	166	—	1,208	56 (119)
尼崎 (兵庫県尼崎市) 他兵庫県6店舗	スポーツ クラブ設 備	270	4	—	161	—	436	30 (71)
和歌山 (和歌山県和歌山市)	スポーツ クラブ設 備	37	5	—	0	—	43	1 (2)
福岡 (福岡市東区) 他福岡県3店舗	スポーツ クラブ設 備	146	11	—	0	—	158	12 (33)
熊本 (熊本市中央区)	スポーツ クラブ設 備	74	8	—	0	—	83	1 (4)
東苗穂 (札幌市東区) 他北海道5店舗	スポーツ クラブ設 備	331	12	84 (3,636.36)	368	—	796	19 (69)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (単位: 百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
秋田 (秋田県秋田市) 他秋田県2店舗	スポーツク ラブ設備	116	1	401 (5,165.54)	0	-	520	4 (31)
東根 (山形県東根市) 他山形県2店舗	スポーツク ラブ設備	15	0	-	0	-	16	6 (17)
南仙台 (宮城県名取市) 他宮城県13店舗	スポーツク ラブ設備	481	8	-	12	2	505	39 (130)
福島 (福島県福島市) 他福島県1店舗	スポーツク ラブ設備	6	0	-	94	-	101	9 (18)
S東戸塚 (横浜市戸塚区)	貸貸用スポ ックラブビル	-	-	123 (893.81)	0	-	123	5 (8)

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (単位: 百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
ケージーセン トラルスポー ツ㈱	山鼻 (札幌市 中央区)	スポーツク ラブ設備	50	1	-	-	-	51	3 (14)
㈱明治スポ ーツプラザ	本社・和 光 (埼玉県 和光市) 他13店舗	車両及び器 具備品・ス ポーツクラ ブ設備	905	10	-	37	1	955	95 (229)

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (単位: 百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
Meridian Central, Inc.	米国 コロラド 州デンバ ー市	ゴルフ場	146	74	370 (1,223,142.30)	63	-	654	-

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置・運搬具・ソフトウェアであります。なお、金額には消費税等を含みません。
2. 設備の種類別帳簿価額には、福利厚生設備等に使用している設備を含んでおります。
3. 上記のほか、主な賃借設備として、本社及びテナントクラブの建物等(年間賃借料7,378百万円)があります。
4. 従業員数欄の()は、契約社員、派遣社員及び臨時従業員(外書)であります。なお、月間160時間(常用雇用社員の年間所定労働時間の月平均時間)換算で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定していますが、計画策定に当たってはグループ会議において提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,164,000
計	42,164,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (2021年3月31日)(株)	提出日現在発行数 (2021年6月30日)(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,466,300	11,466,300	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	11,466,300	11,466,300	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2008年4月1日～ 2008年7月31日 (注)	117	11,466	48	2,261	48	2,273

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	19	23	115	57	25	18,205	18,444	—
所有株式数 (単元)	—	10,338	712	35,361	3,446	60	64,700	114,617	4,600
所有株式数の 割合（%）	—	9.01	0.62	30.85	3.00	0.05	56.44	100	—

(注) 1. 自己株式265,661株は、「個人その他」に2,656単元及び「単元未満株式の状況」に61株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
セントラルトラスト株式会社	千葉県市川市八幡5-13-1	3,439	30.70
後藤 忠治	千葉県市川市	598	5.34
後藤 聖治	千葉県市川市	573	5.11
セントラルスポーツ社員持株会	東京都中央区新川1-21-2	462	4.13
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	221	1.97
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	195	1.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-12	108	0.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	東京都中央区晴海1-8-12	96	0.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1-8-12	94	0.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	88	0.78
計	—	5,877	52.47

(注) 1. 上記株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は52千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分4千株、投資信託設定分47千株となっております。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は119千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分5千株、投資信託設定分113千株となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 265,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,196,100	111,961	—
単元未満株式	普通株式 4,600	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	11,466,300	—	—
総株主の議決権	—	111,961	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
セントラルスポーツ 株式会社	東京都中央区新川 一丁目21番2号	265,600	—	265,600	2.31
計	—	265,600	—	265,600	2.31

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2	4,648
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	265,661	—	265,661	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益の拡大を重要な経営目的と位置付けております。

利益配分につきましては、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当とも取締役会となっております。

会員制スポーツクラブ経営を始めとする当社の主力事業部門が属する産業分野では、技術革新や市場構造の変化が急速に進展してきており、今後とも市場競争力を確保し、収益の向上を図るためには、設備投資、研究開発、新規事業等への積極的な先行投資が必須であります。

従って、株主に対する配当につきましては、中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部資金の確保と安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して検討することとしております。

しかしながら、感染症拡大の影響により大幅な損失を計上したことから、中間配当金は無配とし、期末の配当につきましては、当社設立50周年記念配当として1株当たり5円とすることを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向はマイナスとなりました。

内部留保資金につきましては、既存店舗の改修・リニューアル投資、さらに新規サービス、プログラム開発、サービスの向上、新規出店投資等に有効投資し、事業の安定と拡大に努めてまいり所存であります。

なお当社は、「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準として期末配当、9月30日を基準として中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。

当事業年度における剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月11日 取締役会決議	0	0.00
2021年5月13日 取締役会決議	56	5.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① 企業統治の体制の概要

当社グループは、『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』という経営理念のもと、スポーツを通じてすべての方々の健康と快適ライフを創造する企業として質の高いサービスの提供に務め、将来を通じて社会貢献のできる企業を目指しております。

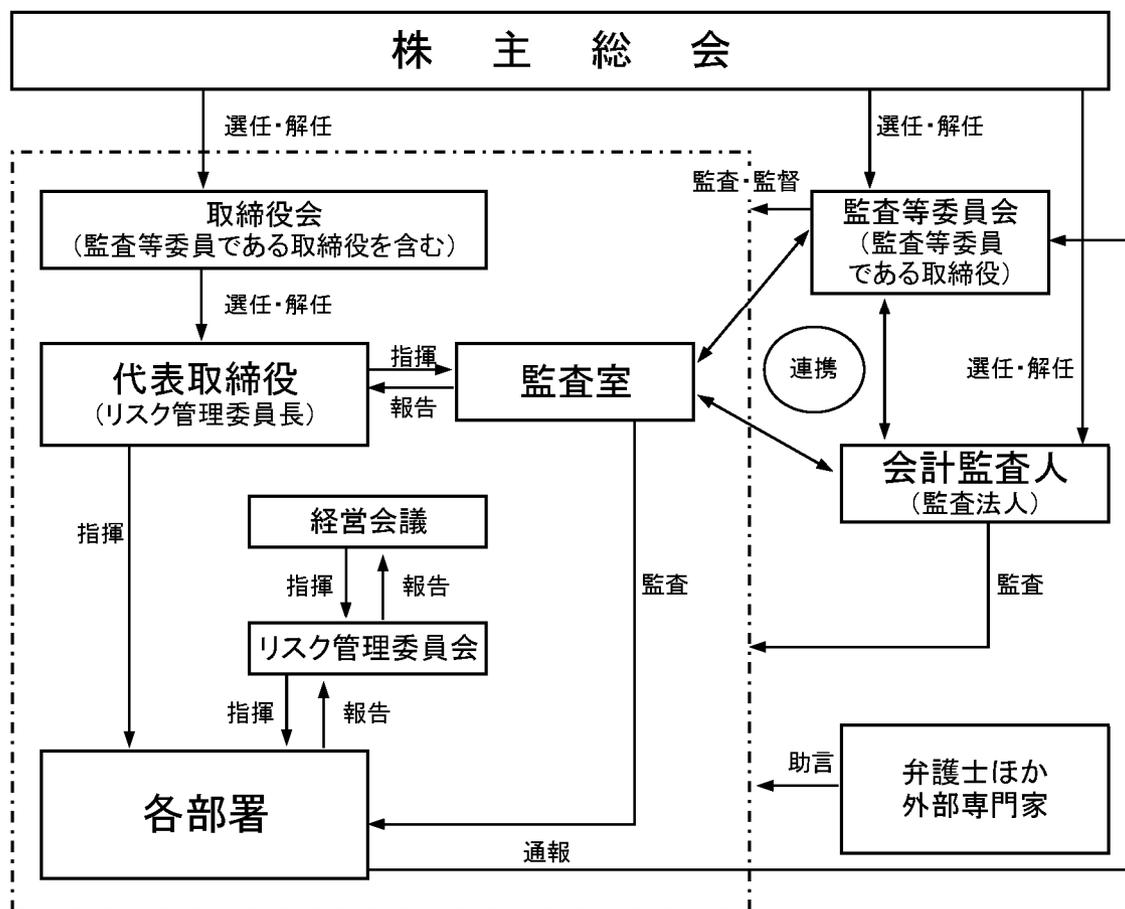
当社は取締役会における監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実および更なる企業価値の向上を図るため、2019年6月27日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社の経営管理体制は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は後藤忠治、後藤聖治、山崎幸雄、鈴木陽二、刀禰精之、松田友治、矢田恭一、木本匡、鶴田一彦の9名、監査等委員である取締役は河本勝、岩崎厚宏、原田睦己の3名（うち岩崎、原田の2名が社外取締役）で構成されております。

「取締役会」は原則毎月1回以上開催し、社外取締役2名を含む12名が出席して、代表取締役社長 後藤聖治を議長とし、当社の業務執行の決定を通じて、意思決定を行います。また、その取締役（監査等委員である取締役を含む。）の職務執行を監督する立場にある監査等委員が集まる「監査等委員会」を原則毎月1回開催します。さらに、経営上の意思決定の仕組みを明確にし、経営の透明性を高めることを目的に、グループ全体の経営戦略、中長期経営方針を審議・決定する機関として「経営会議」を設置し、原則として毎月1回開催しております。同会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び常勤の監査等委員である取締役並びに執行役員で構成されております。また当社は、執行役員制度を実施し、経営の迅速化・効率化等に取り組んでおります。

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

〈当社のコーポレート・ガバナンス体制〉



② 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、3名の監査等委員を選任しており、うち2名は社外取締役の資格要件を満たした監査等委員である取締役であり、監査等委員会の経営からの独立性を担保しており、上記の体制とすることにより、健全でバランスの取れた経営体制の構築と牽制機能の強化に努めながら、経営環境の変化に迅速かつ、的確に対応できる経営判断を行い、コンプライアンスに則った各施策により、透明度の高い経営及び業務執行の確保と株主の立場に立って、企業価値の向上に努めることができると考えております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社および当社グループは、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の有効性、効率性および適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげております。

- I. 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
 - (i) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - (ii) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - (iii) 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
 - (iv) 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - (v) 監査等委員会は、経営から独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
 - (vi) 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
 - (vii) 監査等委員会は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - (viii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- II. 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について
取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
- III. 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
 - (i) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
 - (ii) 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。
- IV. 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
 - (i) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
 - (ii) 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- V. 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- V-I 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (i) 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - (ii) 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
- V-II 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - (ii) 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- Vーハ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
 - (ii) 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。
- Vーニ子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役員に周知徹底する。
 - (ii) 当社は、当社グループの役員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - (iii) 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
 - (iv) 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役員が直接通報を行うことができる体制を整備する。
- VI. 「当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」について
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- VII. 「前項の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項」について
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、監査等委員会スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- VIII. 「当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項」について
- (i) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - (ii) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象とし得る。
- IX. 「当社の監査等委員会への報告に関する体制」について
- IXーイ当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (i) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
 - (ii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (iii) 監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができる。
- IXーロ子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制
- (i) 当社グループの役員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
 - (ii) 当社グループの役員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
 - (iii) 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査等委員会に報告する。
- X. 「監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について
- (i) 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員に周知徹底する。
 - (ii) 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。

- XI. 「監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について
- (i) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (ii) 監査等委員会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - (iii) 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- XII. 「その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について
- (i) 監査等委員会、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。
 - (ii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。
 - (iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
 - (iv) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

④ リスク管理体制の整備の状況

リスク管理とは、企業価値を高めていく上で事業活動に伴う様々なリスクを適切に管理することであると捉え、各種事態の未然防止及び発生に対処する為、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。同委員会では、定期的にリスク情報の洗い出しと事業に対する影響度の評価を行い、効果的な予防措置ならびに発生後の適切な対応策を検討、実施しており、必要に応じて外部の専門家等にアドバイスを受けることとしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査等委員である社外取締役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は20名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(c) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(d) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

なお、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行するための定款の変更により、当該株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨の規定を経過措置として残しております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)	後藤 忠治	1941年12月4日生	1964年4月 ㈱大丸入社 1964年12月 東京工機㈱入社 1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年5月 ㈱セントラルスポーツクラブ(現: セントラルスポーツ㈱) 設立 当社取締役就任 1976年5月 当社代表取締役副社長就任 1977年5月 当社代表取締役社長就任 1981年5月 セントラルトラスト㈱代表取締役社長就任(現任) 1987年10月 パレスセントラルスポーツ㈱ 取締役就任(現任) 2008年4月 (財)(現:一財) 社会スポーツセンター会長就任(現任) 2014年4月 当社代表取締役会長就任(現任)	(注) 3	598
取締役社長 (代表取締役)	後藤 聖治	1969年8月28日生	1995年4月 三菱商事㈱入社 セントラルトラスト㈱取締役就任(現任) 1998年4月 当社入社 1999年5月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役就任 2000年3月 Central Sports U.S.A., Inc. 取締役就任(現任) Meridian Central, Inc. 取締役就任(現任) 2001年3月 当社経営企画室長 2003年6月 当社常務取締役就任 2005年7月 当社営業本部副本部長 2006年12月 Wellbridge Central, Inc. 取締役就任(現任) 2007年6月 当社専務取締役就任 当社営業本部長 2011年10月 当社代表取締役副社長就任 2013年8月 ㈱明治スポーツプラザ代表取締役社長就任(現任) 2014年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	573
専務取締役	山崎 幸雄	1950年7月9日生	1975年4月 当社入社 1992年3月 当社東日本第一営業部長 1992年6月 当社取締役就任 2000年4月 当社人事部長 2000年7月 当社常務取締役就任 当社総務部長 2003年4月 当社情報管理室長 2005年7月 当社総務部長 2005年8月 当社人事部長 2006年4月 当社総務部担当兼人事部担当 2009年4月 当社管理本部長 2009年6月 当社専務取締役就任(現任)	(注) 3	13
常務取締役	鈴木 陽二	1950年3月9日生	1972年4月 当社入社 1982年10月 当社研究所長 1989年1月 当社取締役就任 当社アカデミー本部長 1994年6月 当社常務取締役就任(現任) 2009年4月 当社競技強化部長(現任)	(注) 3	33

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	刀禰 精之	1955年8月12日生	1979年4月 ㈱協和銀行(現:㈱りそな銀行) 入行 2009年4月 当社入社 当社執行役員 当社経理部長 2010年6月 当社取締役就任 2013年8月 ㈱明治スポーツプラザ監査役就任 (現任) 2014年5月 当社常務取締役就任(現任) 2016年7月 当社経理部担当 2017年4月 当社管理本部副本部長	(注) 3	10
常務取締役	松田 友治	1962年4月11日生	1983年11月 当社入社 2006年4月 当社人事部長 2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 2013年8月 ㈱明治スポーツプラザ監査役就任 (現任) 2015年6月 当社取締役就任 2019年5月 当社常務取締役就任(現任)	(注) 3	4
取締役	矢田 恭一	1949年10月16日生	2000年10月 ㈱サンクレア取締役就任 2004年10月 当社入社 当社執行役員 当社施設部長 2005年6月 当社取締役就任(現任) 2012年4月 当社監査室長 2017年4月 当社監査室担当(現任)	(注) 3	13
取締役	木本 匡	1955年1月14日生	1979年3月 当社入社 2000年4月 当社東日本第二営業部長 2002年11月 当社執行役員 2006年4月 当社第四営業部長 2009年4月 当社第一営業部長 2012年4月 当社アカデミー部長 2013年8月 ㈱明治スポーツプラザ取締役就任 (現任) 2015年5月 当社アカデミー部担当兼研究所担当 2015年6月 当社取締役就任(現任) 2017年4月 当社営業本部副本部長 2020年11月 当社アカデミー部長(現任)	(注) 3	11
取締役	鶴田 一彦	1959年7月23日生	2003年6月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2010年4月 浜松グリーンウェーブ㈱取締役 (現任) 2012年4月 当社マーケティング部長 2013年8月 ㈱明治スポーツプラザ取締役就任 (現任) 2019年4月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部 長(現任) 2019年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	3
取締役 (監査等委員)	河本 勝	1956年12月29日生	1980年3月 当社入社 1996年4月 当社総務部次長 1998年4月 当社株式公開準備室次長 2003年4月 当社総務部長 2005年7月 当社経営企画室長 2006年6月 当社執行役員経営企画室長 2012年4月 当社執行役員人事部長 2019年4月 当社執行役員人事担当 2019年6月 当社取締役(監査等委員)就任 (現任)	(注) 4	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	岩崎 厚宏	1970年1月7日生	1992年3月 日本大学商学部卒業 1998年4月 税理士田中事務所入所 1999年10月 ㈱岩崎経営研究所入社 2000年7月 税理士登録 2014年8月 ㈱岩崎経営研究所代表取締役 (現任) 2016年12月 ㈱マミーマート監査役 (現任) 2017年6月 当社監査役就任 2019年4月 当社顧問税理士 (現任) 2019年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	0
取締役 (監査等委員)	原田 睦巳	1975年9月24日生	2000年9月 シドニーオリンピック大会出場 2008年4月 順天堂大学スポーツ健康科学部 助教就任 2009年4月 順天堂大学スポーツ健康科学部 准教授就任 2009年4月 順天堂大学大学院スポーツ健康科学 研究科 准教授 (併任) 2013年11月 順天堂大学スポーツ健康科学部 先任准教授就任 2013年11月 順天堂大学大学院スポーツ健康科学 研究科 先任准教授 (併任) 2018年6月 順天堂大学大学院スポーツ健康科学 研究科 教授就任 (現任) 2018年6月 順天堂大学スポーツ健康科学部 教授 (現任) 2019年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	-
計					1,266

- (注) 1. 代表取締役社長後藤聖治は、代表取締役会長後藤忠治の実息であります。
2. 取締役 岩崎厚宏及び原田睦巳は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役 (補欠監査等委員) 2名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
岡村 浩	1957年3月27日生	1980年3月 当社入社 2002年10月 当社経理部長 2006年6月 当社執行役員経理部長 2009年4月 当社執行役員経営企画室長 2012年4月 当社執行役員総務部長 (現任) 2013年8月 ㈱明治スポーツプラザ取締役就任 (現任) 2021年6月 当社補欠監査等委員 (現任)	1
大隅 潔	1942年6月22日生	1965年4月 ㈱スポーツニッポン新聞社入社 1999年6月 同社東京本社取締役 2005年6月 同社常務取締役西部本社 (九州) 代表 2007年6月 ㈱スポニチクリエイティブ代表取締役社長 2009年6月 同社顧問 2019年6月 当社補欠監査等委員 (現任)	-

② 社外役員の状況

当社の監査等委員である社外取締役は2名であります。

監査等委員である社外取締役 岩崎 厚宏氏は、(有)岩崎経営研究所の代表取締役および株式会社マミーマートの監査役でもあります。当社は、(有)岩崎経営研究所と税理士顧問委嘱契約を締結しており、当社より税理士報酬を受けております。株式会社マミーマートと当社との間には特別な利害関係はありません。また税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査等委員である社外取締役 原田 睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科教授であり、同大学スポーツ健康科学部教授であります。当社と同大学との間に特別な利害関係はありません。自らの体操競技経験と指導者としての知識・経験、大学での研究活動等、豊富な経験と見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、独立した立場から監査・監督にあたって頂いております。

当社の監査等委員である社外取締役による当社株式の保有は「①役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。また、当社との人的関係及び上記以外の利害関係はなく、高い独立性を保持しており、それぞれの専門的知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能、役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から中立かつ独立した立場で、社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。なお、監査等委員である社外取締役 原田 睦巳氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会と内部監査部門である監査室は、相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、監査等委員会の監査方針及び計画並びに監査室の監査方針、計画、実施した監査結果に関する確認及び調整を行っております。

なお、監査室の監査については、取締役会及びリスク管理委員会等を通じ、リスク管理部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

また、監査等委員会、会計監査人、監査室が出席する三様監査ミーティングを定例で毎月開催し、月次のそれぞれの監査状況について報告及び協議を行い、監査の環境の整備に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役の河本 勝氏は当社入社以来、経理・総務・人事部門を中心に在籍し、豊富な経験と高い見識を有しております。

社外取締役の岩崎 厚宏氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

社外取締役の原田 睦巳氏は、自らの体操競技経験と指導者としての知識・経験、大学での研究活動等、豊富な経験と高い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

監査等委員は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査します。

当事業年度において当社は監査等委員会を原則月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏 名	開催回数	出席回数
河本 勝	13回	13回
濱田 浩	13回	13回
川村 延彦	13回	13回
岩崎 厚宏	13回	11回
原田 睦巳	13回	11回

※2021年6月29日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、濱田浩氏および川村延彦氏は任期満了により退任いたしました。

また、三様監査ミーティングを定例で毎月開催し、監査等委員会、会計監査人、監査室が出席して、月次のそれぞれの監査状況について報告及び協議を行い、監査の環境の整備に努めております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、社内組織の一つとして他部署から独立した監査室を設置し、4名のスタッフにて監査等委員会の協力関係のもと、年間計画を立てて毎月必要な内部監査を実施しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査等委員会及び会計監査人に報告し、意見交換を行います。

③ 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(b) 監査継続期間

30年間

(c) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人

(d) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名 その他10名

(e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と審査体制が整備されていること、監査日数、監査機関及び具体的な監査実施要項並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

また、会計監査人の解任及び不再任に際しては、当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び、監査契約に違反した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査等委員会にて検討いたします。

(f) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

また、監査等委員会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	33	—	31	—
連結子会社	—	—	—	—
計	33	—	31	—

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（(a)を除く）

該当事項はありません。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査法人から提出を受けた監査計画の内容の検討を行い、監査等委員会の同意及び社内稟議決裁の上、監査報酬額を決定しております。

(e) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会は会計監査人の監査計画を確認のうえ、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員報酬等】

① 当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、内容は以下のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬等の内容および額の算出方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の経常利益より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役後藤聖治に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、および社外取締役を除く各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会では、各取締役の職務の執行状況を定期的にモニタリングし、社外取締役から定期的に意見を聴取することや、業績の動向について定期的に審議を行うことで、報酬等の妥当性を確認しております。

また、監査等委員である取締役個々の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により、役位、職責、在任年数に応じて、業績等も考慮し、総合的に勘案して決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	169	147	21	—	9
監査等委員（社外取締役を除く）	21	19	1	—	2
社外役員	6	6	—	—	3

（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
今後も持続的に成長していくためには、様々な企業との協力関係が不可欠であります。

そのために、中長期的な観点から、発行会社との取引関係の維持・強化や取引の円滑化を通じて、当社の企業価値の増大に資すると認められる株式について保有しております。

また、保有の適否は保有意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的に精査の上判断しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	10	25
非上場株式以外の株式	6	29

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)伊藤園	2,000	2,000	当社グループ 商品販売における協力関係の維持・強化の為	無
	13	11		
(株)りそなホールディングス	13,608	13,608	当社グループ 金融・資金取引における協力関係の維持・強化の為	有
	6	4		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	10,000	10,000	当社グループ財務活動の円滑化及び安定化の為	無
	4	3		
加賀電子(株)	1,100	1,100	当社グループ 戦略的な取引関係の維持・強化の為	無
	2	1		
(株)伊藤園 第1種優先株券	600	600	当社グループ 商品販売における協力関係の維持・強化の為	無
	1	1		
(株)みずほフィナンシャルグループ	500	5,000	当社グループ 金融・資金取引における協力関係の維持・強化の為 2020年9月28日 10:1で株式併合	無
	0	0		

③ 保有目的が純投資目的の投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	7	39	7	23

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	0	—	19

④ 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,932	6,003
受取手形及び売掛金	1,025	1,183
商品	242	228
貯蔵品	71	73
未収還付法人税等	—	398
未収消費税等	—	183
その他	※1 1,256	※1 1,299
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	8,526	9,368
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 32,690	※1 32,840
工具、器具及び備品	5,689	5,671
土地	※1 7,711	※1 7,706
リース資産	7,216	7,118
その他	287	65
減価償却累計額	△30,346	△31,629
有形固定資産合計	23,249	21,772
無形固定資産	※1 294	361
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 262	※1, ※2 279
繰延税金資産	1,016	870
敷金及び保証金	※1 10,590	※1 10,350
その他	※1 843	※1 793
貸倒引当金	△50	△49
投資その他の資産合計	12,662	12,244
固定資産合計	36,206	34,378
資産合計	44,732	43,746

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	114	91
1年内返済予定の長期借入金	※1 1,045	※1 1,999
リース債務	433	447
未払金	1,854	1,905
未払法人税等	643	0
賞与引当金	702	—
役員賞与引当金	56	—
前受金	3,333	2,983
その他	1,611	938
流動負債合計	9,795	8,367
固定負債		
長期借入金	※1 2,633	※1 5,840
リース債務	5,536	5,269
退職給付に係る負債	114	119
資産除去債務	1,446	1,527
その他	469	479
固定負債合計	10,199	13,235
負債合計	19,994	21,602
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,261	2,261
資本剰余金	2,273	2,273
利益剰余金	20,826	18,261
自己株式	△623	△623
株主資本合計	24,737	22,171
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14	30
為替換算調整勘定	△30	△70
その他の包括利益累計額合計	△16	△40
非支配株主持分	17	12
純資産合計	24,738	22,144
負債純資産合計	44,732	43,746

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	53,386	36,027
売上原価	45,877	32,406
売上総利益	7,508	3,620
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,694	※1,※2 2,742
営業利益	3,814	878
営業外収益		
補助金収入	93	144
受取補償金	20	318
その他	71	55
営業外収益合計	185	517
営業外費用		
支払利息	619	641
その他	6	2
営業外費用合計	625	643
経常利益	3,374	752
特別利益		
雇用調整助成金	—	※4 690
特別利益合計	—	690
特別損失		
減損損失	※3 70	※3 400
固定資産除却損	—	56
固定資産売却損	37	8
新型コロナウイルス対応による損失	—	※5 3,100
特別損失合計	107	3,565
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	3,266	△2,122
法人税、住民税及び事業税	1,100	107
法人税等調整額	27	139
法人税等合計	1,128	247
当期純利益又は当期純損失(△)	2,138	△2,369
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	0	△5
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	2,138	△2,363

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,138	△2,369
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4	16
為替換算調整勘定	△15	△39
その他の包括利益合計	※1 △19	※1 △23
包括利益	2,119	△2,392
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,119	△2,387
非支配株主に係る包括利益	0	△5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,261	2,273	19,566	△418	23,682
当期変動額					
剰余金の配当			△878		△878
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,138		2,138
自己株式の取得				△205	△205
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,259	△205	1,054
当期末残高	2,261	2,273	20,826	△623	24,737

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	18	△15	2	17	23,702
当期変動額					
剰余金の配当					△878
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,138
自己株式の取得					△205
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4	△15	△19	0	△19
当期変動額合計	△4	△15	△19	0	1,035
当期末残高	14	△30	△16	17	24,738

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,261	2,273	20,826	△623	24,737
当期変動額					
剰余金の配当			△201		△201
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△2,363		△2,363
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△2,565	△0	△2,565
当期末残高	2,261	2,273	18,261	△623	22,171

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	14	△30	△16	17	24,738
当期変動額					
剰余金の配当					△201
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△2,363
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16	△39	△23	△5	△28
当期変動額合計	16	△39	△23	△5	△2,594
当期末残高	30	△70	△40	12	22,144

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	3,266	△2,122
減価償却費	1,893	1,804
減損損失	70	400
補助金収入	△93	△144
受取補償金	△20	△318
支払利息	619	641
雇用調整助成金	—	△690
賞与引当金の増減額(△は減少)	△24	△702
未払金の増減額(△は減少)	△345	123
未収消費税等の増減額(△は増加)	—	△183
未払消費税等の増減額(△は減少)	22	△278
前受金の増減額(△は減少)	224	△337
その他	△177	△705
小計	5,435	△2,512
補助金の受取額	93	144
受取補償金の受取額	97	318
雇用調整助成金の受取額	—	690
利息の支払額	△618	△640
法人税等の支払額	△1,285	△1,029
その他	65	61
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,787	△2,968
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,565	△581
有形固定資産の売却による収入	25	0
敷金及び保証金の差入による支出	△121	△97
敷金及び保証金の回収による収入	258	337
その他	△57	△114
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,460	△456
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,080	2,800
短期借入金の返済による支出	△4,080	△2,800
長期借入れによる収入	1,700	5,500
長期借入金の返済による支出	△959	△1,338
自己株式の取得による支出	△205	△0
配当金の支払額	△878	△201
その他	△470	△454
財務活動によるキャッシュ・フロー	△814	3,504
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△8
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	511	71
現金及び現金同等物の期首残高	5,420	5,932
現金及び現金同等物の期末残高	※1 5,932	※1 6,003

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

㈱明治スポーツプラザ

ケージーセントラルスポーツ㈱

Central Sports U. S. A., Inc.

Meridian Central, Inc.

Wellbridge Central, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社数

なし

(ロ) 持分法適用の関連会社数

なし

(ハ) 持分法を適用していない関連会社 4社

パレスセントラルスポーツ㈱

八千代ゆりのき台PFI㈱

浜松グリーンウェーブ㈱

すみだスポーツサポートPFI㈱

それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社 3社

Central Sports U. S. A., Inc.

Meridian Central, Inc.

Wellbridge Central, Inc.

決算日 12月31日（注）

（注）連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

(1)商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10～50年、工具、器具及び備品が3～8年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込み額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込み額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社では、従業員に対する退職給付に備えるため、会社負担の一時金制度については簡便法により当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額（自己都合要支給額）を計上しております。

(ホ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(ヘ) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(ト) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、中期計画を基礎とした将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しており、中期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響及び会員数を主要な仮定として立案しております。

新型コロナウイルス感染症による影響と会員数は密接な関係があるとともに見積りの不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小または拡大、収束または長期化が会員数を変動させることに伴い課税所得の見積額が変動することにより、翌連結会計年度以降における繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症については、その影響が2022年3月期に及ぶとの仮定を置いております。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

減損損失400百万円、有形固定資産21,772百万円、無形固定資産361百万円、長期前払費用75百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

各店舗をそれぞれ一つの資産グループとし、減損の兆候が認められる資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローは、各店舗の中期計画を基礎としており、それら中期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響及び会員数を主要な仮定として立案しております。

新型コロナウイルス感染症による影響と会員数は密接な関係があるとともに見積りの不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小または拡大、収束または長期化が会員数を変動させることに伴い、将来キャッシュ・フローの見積額が変動することにより、翌連結会計年度以降における減損損失の発生に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症については、その影響が2022年3月期に及ぶとの仮定を置いております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローのその他に含めて表示しておりました未払消費税等の増減額(△は減少)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローのその他に表示していた△155百万円は、未払消費税等の増減額(△は減少)22百万円、その他△177百万円として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

①担保提供資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(1)担保提供資産

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	1,023百万円	974百万円
土地	4,406	4,406
無形固定資産	48	—
投資有価証券	3	3
敷金及び保証金	3,109	3,087
その他(投資その他の資産)	3	3
計	8,594	8,475

(2)担保付債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,005百万円	1,959百万円
長期借入金	2,519	5,766
計	3,525	7,726

②上記のほか、PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金の担保に供しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産 その他(短期貸付金)	2百万円	2百万円
投資その他の資産 その他(長期貸付金)	31	28
投資有価証券	15	15
計	48	46

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券	89百万円	89百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与・手当	1,055百万円	931百万円
賞与引当金繰入額	166	—
役員賞与引当金繰入額	56	—
雑費	523	501

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	160百万円	99百万円

※3 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

用途	種類	場所	金額
店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他	東京都、その他	70百万円

店舗については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位で、資産のグルーピングを行い減損損失の判定を行っております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物及び構築物41百万円、工具、器具及び備品26百万円、その他2百万円）を特別損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は零として評価しております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

用途	種類	場所	金額
店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 リース資産 その他	東京都、その他	400百万円

店舗については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位で、資産のグルーピングを行い減損損失の判定を行っております。

営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物及び構築物347百万円、工具、器具及び備品37百万円、リース資産13百万円、その他1百万円）を特別損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は零として評価しております。

※4 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、政府や地方自治体の要請により臨時休業した期間中に、店舗において発生した人件費に対する雇用調整助成金690百万円を特別利益に計上しております。

※5 新型コロナウイルス感染症対応による損失

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、政府や地方自治体の要請により臨時休業した期間中に、店舗において発生した固定費（人件費・賃借料・減価償却費等）3,100百万円を、新型コロナウイルス感染症対応による損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△3百万円	22百万円
組替調整額	△1	0
税効果調整前	△5	22
税効果額	0	△6
その他有価証券評価差額金	△4	16
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△15	△39
その他の包括利益合計	△19	△23

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,466,300	—	—	11,466,300
合計	11,466,300	—	—	11,466,300
自己株式				
普通株式	200,614	65,045	—	265,659
合計	200,614	65,045	—	265,659

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加65,045株は、2019年9月27日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加65,000株及び、単元未満株式の買取りによる増加45株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	439	39.00	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	439	39.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	201	利益剰余金	18.00	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,466,300	—		11,466,300
合計	11,466,300	—		11,466,300
自己株式				
普通株式	265,659	2	—	265,661
合計	265,659	2	—	265,661

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加2株は、単元未満株式の買取りによる増加2株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月13日 取締役会	普通株式	201	18.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	56	利益剰余金	5.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	5,932百万円	6,003百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	5,932	6,003

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産 及び債務の額	841百万円	190百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として営業用として取得した自社使用設備であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1年内	6,078百万円	5,821百万円
1年超	13,787	11,426
合計	19,865	17,248

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスポーツクラブ経営事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

貸貸人等に対し、契約締結時に敷金及び保証金を差入れております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金については、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,932	5,932	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	46	46	—
(3) 敷金及び保証金	10,590	10,592	1
資産計	16,568	16,570	1
(1) 長期借入金(※1)	3,678	3,686	7
(2) リース債務(※2)	5,969	6,088	118
負債計	9,648	9,774	126

(※1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(※2) 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	6,003	6,003	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	68	68	—
(3) 敷金及び保証金	10,350	10,336	△13
資産計	16,422	16,409	△13
(1) 長期借入金(※1)	7,839	7,837	△2
(2) リース債務(※2)	5,716	5,770	53
負債計	13,556	13,607	51

(※1) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(※2) 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	216	210

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(2)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,864	—	—	—
合計	5,864	—	—	—

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,932	—	—	—
合計	5,932	—	—	—

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,045	930	676	541	484	—
リース債務	433	399	388	333	336	4,078
合計	1,479	1,330	1,064	874	820	4,078

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,999	1,974	1,839	1,782	243	—
リース債務	447	437	376	373	338	3,743
合計	2,447	2,412	2,215	2,155	582	3,743

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	35	12	22
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	35	12	22
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	10	14	△3
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	10	14	△3
合計		46	26	19

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	65	23	42
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	65	23	42
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2	3	△0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2	3	△0
合計		68	26	41

2. 売却したその他有価証券

重要性が乏しい為、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社では、確定給付型の制度として、会社が直接支給する退職一時金制度を有しております。
なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	108百万円	114百万円
退職給付費用	8	8
退職給付の支給額	△2	△3
退職給付に係る負債の期末残高	114	119

(2) 連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立制度の退職給付債務	114百万円	119百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114	119
退職給付に係る負債	114百万円	119百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114	119

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	8百万円	8百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産		
賞与引当金	249百万円	—百万円
未払事業税	65	20
未払事業所税	68	68
会員権	17	16
減損損失	317	393
減価償却超過額	118	120
繰越欠損金(注)3	5	886
資産除去債務	442	467
投資有価証券評価損	14	14
その他	253	235
繰延税金資産小計	1,552	2,223
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	—	△36
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△111	△906
評価性引当額小計(注)2	△111	△943
繰延税金資産合計	1,441	1,279
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△204	△204
子会社の留保利益	△53	△80
有形固定資産	△136	△139
負債調整勘定	△60	△38
その他	△15	△19
繰延税金負債合計	△469	△481
繰延税金資産(負債)の純額	971	798

(注)1 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
固定資産—繰延税金資産	1,016	870
固定負債—その他(繰延税金負債)	△44	△72

(注)2 評価性引当金が832百万円増加しております。この増加の主な内容は、資産除去債務に係る評価性引当額451百万円、減損損失等に係る評価性引当額220百万円を追加的に認識したことによるものであります。

(注)3 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(前連結会計年度)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	5	—	—	—	5
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	5	—	—	—	5

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(当連結会計年度)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	5	—	—	—	880	886
評価性引当額	—	—	—	—	—	△36	△36
繰延税金資産	—	5	—	—	—	844	849

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金886百万円(法定実行税率を乗じた額)については、繰延税金資産849百万円を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日現在)	当連結会計年度 (2021年3月31日現在)
法定実効税率	30.6%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	—
住民税均等割等	3.2	—
評価性引当額	0.0	—
その他	△0.0	—
税効果会計適用後の法人税等負担率	34.5	—

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ施設用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得後6年から47年と見積り、割引率は0.00%から2.31%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	1,354百万円	1,446百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	62	56
時の経過による調整額	28	29
履行義務の消滅に伴う減少額	—	△5
期末残高	1,446	1,527

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、スポーツクラブ経営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

スポーツクラブ経営事業の単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

スポーツクラブ経営事業の単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

報告セグメントが「スポーツクラブ経営事業」のみであるため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

報告セグメントが「スポーツクラブ経営事業」のみであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	2,207.06円	1,975.95円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	190.37円	△211.03円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	2,138	△2,363
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	2,138	△2,363
期中平均株式数(株)	11,233,250	11,200,640

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,045	1,999	0.40	—
1年以内に返済予定のリース債務	433	447	7.0	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,633	5,840	0.34	2022年4月29日 ～2025年6月30日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	5,536	5,269	12.4	2022年4月1日 ～2039年10月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	9,648	13,556	—	—

(注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び残高は期末のものを用いております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,974	1,839	1,782	243
リース債務	437	376	373	338

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	5,311	15,198	25,726	36,027
税金等調整前四半期(当期) 純損失(△)(百万円)	△3,116	△3,212	△2,827	△2,122
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純損失(△)(百万円)	△2,181	△3,276	△2,897	△2,363
1株当たり四半期(当期) 純損失(△)(円)	△194.73	△292.55	△258.65	△211.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当 たり四半期純損失(△)(円)	△194.73	△97.82	33.90	47.62

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,745	5,155
売掛金	※2 739	※2 878
商品	225	212
貯蔵品	54	56
前払費用	778	762
未収還付法人税等	—	376
未収消費税等	—	183
その他	※1, ※2 407	※1, ※2 438
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	6,948	8,061
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 9,180	※1 8,569
構築物	164	171
車両運搬具	3	6
工具、器具及び備品	473	263
土地	※1 7,335	※1 7,335
リース資産	4,079	3,765
建設仮勘定	227	—
有形固定資産合計	21,464	20,111
無形固定資産		
借地権	※1 101	※1 53
ソフトウェア	155	124
リース資産	6	24
その他	26	154
無形固定資産合計	290	357
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 71	※1 94
関係会社株式	1,520	1,520
長期貸付金	※1, ※2 439	※1, ※2 391
長期前払費用	70	63
繰延税金資産	936	878
敷金及び保証金	※1, ※2 10,260	※1, ※2 10,029
会員権	※1 128	※1 128
保険積立金	195	198
その他	0	0
貸倒引当金	△50	△49
投資その他の資産合計	13,572	13,254
固定資産合計	35,327	33,723
資産合計	42,275	41,785

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 103	※2 80
1年内返済予定の長期借入金	※1, ※2 1,045	※1, ※2 1,999
リース債務	384	407
未払金	1,712	1,757
未払費用	958	636
未払法人税等	600	—
未払消費税等	269	—
前受金	2,833	2,617
預り金	234	201
賞与引当金	678	—
役員賞与引当金	56	—
流動負債合計	8,877	7,699
固定負債		
長期借入金	※1, ※2 3,633	※1, ※2 6,840
リース債務	5,468	5,200
長期預り保証金	292	275
資産除去債務	1,222	1,299
その他	131	131
固定負債合計	10,748	13,747
負債合計	19,626	21,447
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,261	2,261
資本剰余金		
資本準備金	2,273	2,273
資本剰余金合計	2,273	2,273
利益剰余金		
利益準備金	70	70
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	462	462
別途積立金	15,000	15,000
繰越利益剰余金	3,189	863
利益剰余金合計	18,723	16,397
自己株式	△623	△623
株主資本合計	22,634	20,307
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14	30
評価・換算差額等合計	14	30
純資産合計	22,648	20,338
負債純資産合計	42,275	41,785

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高		
フィットネス売上高	42,341	28,618
商品売上高	2,598	1,444
その他の営業収入	3,108	2,335
売上高合計	※1 48,048	※1 32,398
売上原価		
フィットネス営業原価及びその他営業収入原価	39,235	27,931
商品売上原価		
商品期首たな卸高	229	225
当期商品仕入高	1,971	1,038
合計	2,201	1,264
他勘定振替高	91	79
商品期末たな卸高	225	212
商品売上原価	1,884	972
売上原価合計	41,119	28,904
売上総利益	6,928	3,494
販売費及び一般管理費	※1, ※2 3,481	※1, ※2 2,547
営業利益	3,446	946
営業外収益		
補助金収入	93	144
受取補償金	20	266
その他	67	52
営業外収益合計	181	462
営業外費用		
支払利息	618	639
その他	5	2
営業外費用合計	624	642
経常利益	3,003	767
特別利益		
雇用調整助成金	—	※3 598
特別利益合計	—	598
特別損失		
減損損失	70	400
固定資産売却損	37	8
固定資産除却損	—	55
新型コロナウイルス対応による損失	—	※4 2,898
特別損失合計	107	3,363
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	2,896	△1,997
法人税、住民税及び事業税	1,000	75
法人税等調整額	△18	51
法人税等合計	981	127
当期純利益又は当期純損失(△)	1,914	△2,125

【フィットネス営業原価及びその他営業収入原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
1. 給料		9,484	24.2	7,156	25.5
2. 賞与		505	1.3	△176	△0.6
3. 賞与引当金繰入額		501	1.3	—	—
4. 福利厚生費		1,066	2.7	753	2.7
5. 業務委託費		4,528	11.5	3,170	11.4
6. 販売促進費		590	1.5	221	0.8
7. 旅費・交通費		675	1.7	520	1.9
8. 水道光熱費		4,553	11.6	3,211	11.5
9. 清掃費及びスクールバス運 行費		1,240	3.2	1,034	3.7
10. 消耗品費		879	2.2	566	2.0
11. 減価償却費		1,655	4.2	1,439	5.2
12. 設備維持管理費		1,588	4.0	1,196	4.3
13. 不動産賃借料		8,525	21.7	6,672	23.9
14. 企画原価		1,053	2.7	113	0.4
15. その他		2,387	6.1	2,051	7.3
フィットネス営業原価及び その他営業収入原価合計		39,235	100.0	27,931	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,261	2,273	70	463	14,000	3,154	17,688
当期変動額							
圧縮記帳積立金の取崩				△0		0	－
別途積立金の積立					1,000	△1,000	－
剰余金の配当						△878	△878
当期純利益						1,914	1,914
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△0	1,000	35	1,036
当期末残高	2,261	2,273	70	462	15,000	3,189	18,723

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△418	21,804	18	18	21,822
当期変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△878			△878
当期純利益		1,914			1,914
自己株式の取得	△205	△205			△205
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4	△4	△4
当期変動額合計	△205	830	△4	△4	825
当期末残高	△623	22,634	14	14	22,648

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,261	2,273	70	462	15,000	3,189	18,723
当期変動額							
圧縮記帳積立金の取崩				△0			△0
別途積立金の積立							—
剰余金の配当						△201	△201
当期純損失(△)						△2,125	△2,125
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△0	—	△2,326	△2,326
当期末残高	2,261	2,273	70	462	15,000	863	16,397

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△623	22,634	14	14	22,648
当期変動額					
圧縮記帳積立金の取崩		△0			△0
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△201			△201
当期純損失(△)		△2,125			△2,125
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	16	16	16
当期変動額合計	△0	△2,326	16	16	△2,310
当期末残高	△623	20,307	30	30	20,338

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

①時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

②時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10～50年、工具、器具及び備品が3～8年であります。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込み額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係）」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の1. (2)の内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失400百万円、有形固定資産20,111百万円、無形固定資産357百万円、長期前払費用63百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の2. (2)の内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「保険配当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「保険配当金」に表示していた17百万円は、「営業外収益」の「その他」として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

①担保提供資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(1)担保提供資産

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,023百万円	974百万円
土地	4,406	4,406
借地権	48	—
投資有価証券	3	3
敷金及び保証金	3,109	3,087
会員権	3	3
計	8,594	8,475

(2)担保付債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,005百万円	1,959百万円
長期借入金	2,519	5,766
計	3,525	7,726

②上記のほか、PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金の担保に供しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
流動資産 その他(短期貸付金)	2百万円	2百万円
長期貸付金	31	28
投資有価証券	15	15
計	48	46

※2 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	328百万円	476百万円
長期金銭債権	81	78
短期金銭債務	107	102
長期金銭債務	1,000	1,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,403百万円	1,114百万円
販売費及び一般管理費	2	2
営業取引以外の取引高	3	4

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28%、当事業年度29%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72%、当事業年度71%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料	1,000百万円	872百万円
賞与引当金繰入額	165	—
役員賞与引当金繰入額	56	—

※3 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、政府や地方自治体の要請により臨時休業した期間中に、店舗において発生した人件費に対する雇用調整助成金598百万円を特別利益に計上しております。

※4 新型コロナウイルス感染症対応による損失

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、政府や地方自治体の要請により臨時休業した期間中に店舗において発生した固定費（人件費・賃借料・減価償却費等）2,898百万円を、新型コロナウイルス感染症対応による損失として特別損失に計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,431百万円、関連会社株式89百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,431百万円、関連会社株式89百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産		
賞与引当金	241百万円	—百万円
未払事業税	64	20
未払事業所税	60	60
会員権	17	16
減損損失	317	393
減価償却超過額	118	120
資産除去債務	374	397
投資有価証券評価損	14	14
繰越欠損金	—	834
その他	216	197
繰延税金資産小計	1,424	2,056
評価性引当額	△95	△798
繰延税金資産合計	1,329	1,257
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△204	△204
有形固定資産	△113	△117
負債調整勘定	△60	△38
その他	△15	△19
繰延税金負債合計	△392	△379
繰延税金資産(負債)の純額	936	878

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
法定実効税率	30.6%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	—
住民税均等割等	2.7	—
評価性引当額	△0.0	—
その他	△0.1	—
税効果会計適用後の法人税等負担率	33.9	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	9,180	602	369 (345)	844	8,569	20,428
	構築物	164	29	2 (2)	20	171	634
	車両運搬具	3	6	— (—)	3	6	27
	工具、器具及び備品	473	87	38 (37)	259	263	4,812
	土地	7,335	—	— (—)	—	7,335	—
	リース資産	4,079	112	13 (13)	412	3,765	2,953
	建設仮勘定	227	408	635 (—)	—	—	—
	計	21,464	1,246	1,058 (399)	1,541	20,111	28,856
無形固定資産	借地権	101	—	48 (—)	—	53	—
	ソフトウェア	155	17	— (—)	48	124	—
	リース資産	6	29	— (—)	10	24	—
	その他	26	129	1 (1)	—	154	—
	計	290	176	49 (1)	59	357	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なもの

建物…茂原店 510百万円

リース資産…本社 83百万円

建設仮勘定…茂原店 298百万円

その他…本社 129百万円

2. 当期減少額のうち主なもの

建物…一社店 100百万円、さいたま店 84百万円

建設仮勘定…茂原店 525百万円

減損損失…(主な内訳：建物 345百万円、工具、器具及び備品 37百万円)

3. 「当期減少額」の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	52	2	2	51
賞与引当金	678	—	678	—
役員賞与引当金	56	—	56	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

主な資産及び負債の内容については、連結財務諸表を作成しているため省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店 (特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.central.co.jp
株主に対する特典	1単元所有の株主に対し株主優待券3枚、2単元以上所有の株主に対し株主優待券6枚、また、3単元以上保有の会員株主に対し株主優待券10枚を進呈。(年2回)

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第50期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第51期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月14日関東財務局長に提出
（第51期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出
（第51期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2020年6月30日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
訂正報告書（上記(4)臨時報告書の訂正報告書） 2020年10月5日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

セントラルスポーツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセントラルスポーツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日現在、繰延税金資産を870百万円計上している。このうち、「（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額」とおり、税務上の繰越欠損金に対し繰延税金資産849百万円を認識している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）1.に記載されているとおり、会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画における重要な仮定は、新型コロナウイルス感染症による影響と会員数である。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・ 将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画は取締役会によって承認された直近の予算及び2025年度までを対象とした中期計画から構成される。中期計画の検討に当たっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検討した。 ・ 経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過去の事業計画と実績とを比較した。 ・ 将来の事業計画に含まれる重要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響と会員数については、経営者と議論し、収束時期や収束後の市場動向に関する経営者の仮定を評価するとともに、過去実績からの趨勢分析及び政府の新型コロナウイルス感染症に対する措置状況と会員数との関係分析を実施した。 ・ 仮定の指標が変動すると、将来の事業計画にどのような影響が生じるか分析し、見積りの不確実性に関する経営者の評価について検討した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セントラルスポーツ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、セントラルスポーツ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月30日

セントラルスポーツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセントラルスポーツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

会社は、当事業年度の財務諸表上、繰延税金資産を878百万円計上している。関連する開示は、財務諸表の注記「(重要な会計上の見積り) 1. 及び「(税効果会計関係)」に含まれている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。